青森県消費生活相談員人材バンク設置要領

（目的）

第１条　この要領は、青森県内の消費生活センターや消費生活相談窓口（以下「消費生活センター等」という。）における消費生活相談員の採用に関し、人材情報の登録及び提供を行うために必要な事項を定めることにより、人材の確保を円滑に行うことを目的とする。

（設置）

第２条　前条の目的を達成するため、交通・地域社会部地域生活文化課（以下「地域生活文化課」という。）内に青森県消費生活相談員人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

（登録対象者）

第３条　人材バンクに登録できる者（以下「登録対象者」という。）は消費生活センター等に相談員として就職を希望する者で、次に掲げるいずれかの条件を満たす者とする。

　（１）消費者安全法（平成２１年法律第５０号）第１０条の３第１項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者

（２）独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格を有する者

　（３）一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格を有する者

　（４）一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を有する者

　（５）自治体の消費生活相談業務に一年以上従事した経験を有する者、又は現に従事している者（自治体からの業務受託団体での従事を含む。）

　（６）青森県又は国が実施する消費生活相談員養成講座を修了した者、若しくは、それらと同等の講座を修了したと地域生活文化課長が認める者

（登録申請及び人材バンクへの登録等）

第４条　人材バンクへの登録を希望する者は、「青森県消費生活相談員人材バンク登録申請書（様式１）」に必要事項を記載し、地域生活文化課長に提出するものとする。

２　地域生活文化課長は、前項の申請に基づき、人材バンクへの登録を行うとともに、登録者リストを作成するものとする。

３　人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は登録内容に変更が生じた場合、又は人材バンクへの登録を希望しなくなった場合には、速やかに、地域生活文化課長に対し「青森県消費生活相談員人材バンク登録事項変更届出書（様式２）」を提出するものとする。

４　地域生活文化課長は、前項の届出書を受理したとき、若しくは登録者リストの登録事項に変更が生じた旨の情報を得たときは、当該登録事項を速やかに変更するとともに、登録者に対し、少なくとも毎年度１回、登録内容を確認し、情報の適正な管理に努めるものとする。

（登録情報の提供）

第５条　消費生活相談員の採用を目的として登録情報の提供を受けようとする消費生活センター等の長は、「青森県消費生活相談員人材バンク情報提供申請書（様式３）」により、地域生活文化課長に申請するものとする。

２　地域生活文化課長は、前項の申請があったときは、速やかに申請者に対し、登録者に関する情報を提供するものとする。

（採用状況の届出）

第６条　消費生活センター等の長は、人材バンクを通じて登録者を消費生活相談員として採用したときは、速やかに「消費生活相談員採用届出書（様式４）」を地域生活文化課長に提出するものとする。

（個人情報の取扱い）

第７条　地域生活文化課長は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び青森県個人情報の保護に関する条例（令和５年３月青森県条例第３号）に定めるところにより、登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

２　消費生活センター等の長は、この要領により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、地域生活文化課長が定める。

附　則

この要領は、平成２５年１２月２日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年３月２８日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年１月１６日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

　　附　則

　この要領は、令和６年４月１日から施行する。

　　附　則

　この要領は、令和６年１２月４日から施行する。